

## 自殺未遂者精神科受診促進モデル事業【鹿児島県】

### ＝こころの健康支援事業＝

(実施期間) 平成23年度～ (基金事業メニュー) 強化モデル事業  
 (実施経費) 平成24年度 2,364千円 (実施主体) 鹿児島県

#### 【事業の背景・必要性・目的】

自傷行為等により鹿児島市立病院救命救急センター（以下、「救命救急センター」という。）へ搬送された自殺未遂者のうち、精神科受診等を勧める必要があると判断される患者（以下、「支援対象者」という。）等に対し、精神科受診勧奨等を行う「こころの健康支援員（以下、「支援員」という。）」を派遣し、自殺未遂者への支援を行うことにより、もって本県の自殺者数の減少に資することを目的としている。

#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

本県の自殺者数は、平成18年の507人をピークに減少しているが、人口動態統計によると、平成23年の自殺者数は411人、人口10万対の自殺死亡率は24.3で、全国13位となっている。

総人口	年齢3区分別人口		
	年少(0～14歳)	生産(15～64歳)	老年(65歳以上)
1,689,511人	231,275人	1,002,377人	455,859人

(出典：鹿児島県年齢別推計人口調査)

また、年齢別でみると50代の方が105人と最も多く、次いで60代が68人、40代が55人と、全体の半数以上を占めており、全国と同様に中高年の自殺者が多い傾向となっている。

#### 【事業目標 事業内容】

**事業目標** 救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対し、精神科受診勧奨等の支援を行うことで、自殺の再発防止を図る。

#### **事業内容**

##### ○ 支援員の派遣要請

救命救急センターは、救急搬送された自殺未遂者のうち、派遣要請基準に合致し、自殺未遂者又はその家族の同意がある場合、精神保健福祉士協会に対し支援員の派遣を要請する。

##### ○ 支援員の派遣

要請があった場合、精神保健福祉士協会は派遣する支援員の所属、氏名、連絡先を救命救急センターに通知し、支援員を救命救急センターへ派遣する。

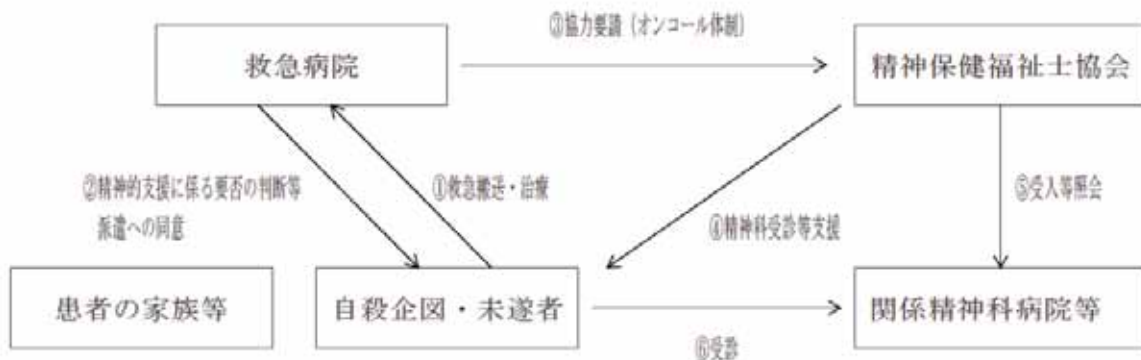
##### ○ 支援員の業務

自殺未遂者またはその家族に対し、精神科受診勧奨の他、再度の自殺企図防止に資すると認められる必要な支援（相談機関の紹介や相談予約等）を行う。

**【事業実施にあたっての運営体制】**

- 鹿児島県精神保健福祉士協会に委託して実施。

体制イメージ図



**【事業の工夫点】**

- 事業を実施するにあたり、支援員を対象に研修会を開催し、事業内容や具体的な実施方法について理解の促進を図るとともに、随時にケース検討会を開催する他、救命救急センターや精神保健福祉士協会、県立始良病院等の関係機関と意見交換会を行い、情報の共有を図っている。
- 支援員が、自殺未遂者に対し精神科受診勧奨を行うかどうかの判断が困難な場合の対応として、県立始良病院の当直医に相談できる体制を構築した。

**【事業成果、その他特筆すべき点】**

- 平成 23 年度
  - ① 実施期間 H23.12.26 ~ H24.3.31 18時から翌6時
  - ② 実績 1件
  - ③ 支援員数 20名
- 平成 24 年度
  - ① 実施期間 H24.7.23 ~ H25.3.31 18時から翌6時
  - ② 実績 5件
  - ③ 支援員数 28名

(問合せ先) 鹿児島県保健福祉部障害福祉課  
 TEL:099-286-2754  
 E-mail:s-seishin@pref.kagoshima.lg.jp  
 URL : http://www.pref.kagoshima.jp/